

い港であるため、物資の積荷に不便であり、又防波堤がないため、漁業の発展上一大障害を興えているので、本港
昭和二十三年八月十一日印刷
第八百二十五号 昭和二十三年五月二十六日受理
吉里吉里漁港修築に関する請願
昭和二十三年八月十二日施行

(第十一部)

第二回参議院商業委員會會議錄第一号

昭和二十三年三月二十九日(月曜日)午後二時六分開会

委員氏名

委員長 一松 政二君
理事 林屋龜次郎君
理事 鎌田 逸郎君
理事 齋 武雄君
理事 中平 康雄君
理事 中平 常太郎君
理事 松下 松治郎君
理事 大野 秀次郎君
理事 黒川 武雄君
理事 中川 幸平君
理事 深川 榮左門君
理事 油井 賢太郎君
理事 九鬼 敏十郎君
理事 小林 米三郎君
理事 佐伯 卯四郎君
理事 島津 忠彦君
理事 高瀬 莊太郎君
理事 波多 野林一君
理事 結城 安次君
理事 廣瀬 兵衛君

本日の会議に付した事件

臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(一松政二君) これから委員會を開会いたします。本日の議題は臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案、これを議題に供しまして、先ず政府からその趣旨の説明を聴取することといたします。

○國務大臣(農林部次官) 臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案を

提案いたします理由を御説明申し上げます。第一に、臨時物資需給調整法の改正を要する点について御説明申し上げます。

臨時物資需給調整法は一昨年九月三十日より施行せられ、この法律に基いて産業の回復及び振興を図り、日本経済を安定させるに必要な物資に関する統制を実施して参つたのであります。この法律は日本の経済危機突破のためのものでありますので、飽くまで暫定的なものでありますので、この点を明確にするために、附則において本年四月一日又は経済安定本部廃止の何れか早いときに失効する旨を規定してあるものであります。

然るに最近における日本経済の事情はますます深刻となつて来ており、経済の危機を克服して経済安定を図るためには、少くとも今後一年間は強力な物資の統制を継続する必要があると考へられますので、附則を改正して、明年四月一日までこの法律の効力を延期したいと考へる次第であります。

次に、第一國會において地方自治法の一部が改正されましたのに関連して、臨時物資需給調整法の一部を改正する必要があるためであります。地方自治法第四十八條の改正によつて、今後國の事務を地方公共団体の長に委任するときは法律又は政令によらなければならないことになつたのであります。臨時物資需給調整法に基く主務大臣の権限の一部、例えば指定配給物資の割当の権限のごときは、都道府縣知事又は市町村長に委任することが、配給統制の実施を円滑に行うため必要であるのであります。臨時物資需給調整法には従来権限委任規定がありま

せんので、新たに法律に基く権限の一部を地方公共団体の長に委任できる旨の規定を置くこととしたいのであります。

第二に、各種の配給公團法の改正を要する点について御説明申し上げます。石油配給公團法、配炭公團法、肥料配給公團法、酒類配給公團法、食糧品配給公團法、飼料配給公團法、油糧配給公團法の各配給公團法は、重要な基礎的物資、國民生活用物資等であつて徹底的な統制を実施する必要があるものに

ついて、その一手買取販賣機關の設立の根拠法規として制定されたものであります。これらの公團は普通の割当配給の手續によつては適切な配給の確保が困難な重要物資について一手買取販賣を実施して参つたのであります。これらの配給公團法は臨時物資需給調整法と同様、緊急事態における措置として各配給公團法の附則において、本年四月一日に失効する旨規定してあるものであります。各種の配給公團による配給統制は、少くとも今後一年間は継続する必要がある事態にありますが、臨時物資需給調整法と同様、明年四月一日まで、これらの配給公團法の効力を延期したいと考へるのであります。

以上が本改正法律案を提案いたします理由であります。何卒御審議の上

速かに御協賛あらんことをお願いいたします次第でございます。

○中川幸平君 これは予備審査のよう

に聞いておりますが、明後日までに決

議せんと大変不都合になると思ひが、

衆議院の方は進行しておるのですか。

○委員長(一松政二君) 衆議院の方は

明日中に多分決まるでしよう。こつち

の方は明後日になると思ひます。

○中川幸平君 そうして明日の本會議

にかかるとなつて参りますか。

○委員長(一松政二君) そういうこと

になると思ひます。緊急上程になると

思ひますから……。

○油井賢太郎君 この法案は前からこ

の三月三十一日までで當然改正しな

くはならないといふことははつきりし

ておるんですが、まだ日にちをもつと

早く、この改正案を出されなかつた

といふのはどういふわけなんですか。政

府委員の方に御説明願ひたいと思ひま

す。

○政府委員(永野重雄君) 只今のお話

の点御尤もなんですが、実はこの法案

に關しまして深い關係を持つ方面とい

ふ折衝、研究を続けておつたのであ

りますが、その最後の研究の結果とい

のを知事なり市町村長に委任できることになるのですか、少し具体的に御説明をお願いしたいと思ひます。

○説明員(石原武夫君) 現在でもいろ

いろ主として消費物資に関するものに

つきましては、公共團體に事務を委任

いたしまして実施しておるのでありま

すが、今お尋ねの、近い將來委任いた

しますことを予定しておりますものに

つきましては、木炭とか、薪、煤炭、豆

炭等、かような燃料関係、それからそ

の次に日用品関係といたしまして石鹼

でありますとか、マッチ、地下足袋、

ゴム靴、革靴、洋傘、学用ノート、タ

イヤ、チニブ、蠟燭、或いはサツカ

リン、ズルチン、かようなものを今後

この法規によりまして統制いたします

場合に、地方公共團體の長に委任いた

したいとかうに考へておる次第であ

ります。

○油井賢太郎君 もう大臣は見えられ

ないので、後でお見えになるのです

か。若しお見えになるなら、ちよつ

と大臣に質問したいと思ひます。

○委員長(一松政二君) ちよつと速記

を止めて。

○委員長(一松政二君) 速記を開始し

て下さい。私は大臣の返事が得られる

まで、一つ特にこの五條の酒類配給公

團法の一部を改正するといふ、この酒

類配給公團について一應伺つてみたい

と思ひます。今酒類は普通の

國民は配給がどうなつておるのか、殆

んど全部自由販賣によつて用を足して

おるのであるから、これを特に公園法によつて配給を受けるというふうなことにしては大した関心を持つていないであらうと思ふのです。更に聞くところによると、國民酒場を殖やしたり、いろ／＼やられるようでありますが、各地において荷受け團體の意向、その外いろ／＼實際配給に當つておる者、或いは生産者の意向を確かめて見ると、公園は結局た運賃のプールをしたり、或いは價格差のプールをしたりの計算をするためにあるだけであつて、もう公園自身では配給する物資の額も見ないというふうなふうになつておるやうに聞いているのであります。多くの者は業者と製造家と一緒にやつてやれば、計画は殆んど大蔵省でやつておるのだから、別段公園の必要はないということを殆んど異口同音に言つておる。

私の考としてはこの酒類の配給公園は止めてしまつて、そうして若し外の手を大蔵省に増す必要があれば増して、今の價格差の調整、或いは運賃のプールなどというものは、もう五百円、八百円する酒について、運賃がいくら付くとか、或いは價格がいくら付くというところは問題にならぬと思ふ。だからそういう無用の手数を止めて、大蔵省の今の計画に基いて業者に配給をさせれば、別に今の公園がなくても何の不自由も不便も感じないと思ふのであるが、これを大蔵省が頻りに公園法をこの前の國會で主張しておつたので、私はそれに反対した一人なのであるが、尙且つそういうことを主張するのであるか。私の考えを以てすれば、そういう配給公園に従事する人を養う代りに、むしろ今日一部の人の間の釀

造、開酒が殆んど常職のやうに或る地方においてはなつておるし、特に第三國人又は特殊の人が秘密製造をやつておつて、取締る人も本當にこれを取締り得ていないという方面に力を入れるのが、私は本當であらうと思ふのであります。その方が税金も止り、又國民道德の類の一助になつておるものでも救済することになると考へるのであるが、これに対する政府の一應の御見解を承りたいのであります。

○説明員(原純夫君) お答えいたします。酒の公園は實質上トネルになつておつて、業者と消費者というもので動くのではないかというお話でございます。一部例えば製造家から直接に小賣に渡るというやうなものもございまして、酒全体といたしましては、決して公園がトネル機能になつておるといふことはございせん。各地から縣を異にして移出し移入するといふやうな場合になりますと、現在の輸送状況、資金の状況といふやうなことを考へますといふと、どうしても公園でなければやつて行けないといふことで、公園の形態を採りたいといふやうに、先般來お願いしお認め願つたわけでありまして、その事情は現在も當然生きておるわけでありまして、公園みずから物を相当大量に動かしておるといふことに相成つております。従いまして公園は丁度この三月一日に発足したばかりであります、尙當分の間業務を續けて参るといふことが必要であらうといふことを、依然として考へておる次第であります。

○委員長(松政二君) 今の説明で私は甚だ納得が行かないといふことは、表面きはそうなつておるけれども、實際問題としては公園は殆んど計算機關にしかなつていない、そして計画は大蔵省で立てておるし、酒は、外の物資と違つて大蔵省がはつきり持つておる物資はないと言つても過言ではなからうと思ふのであります。でありますから、それは公園が必要だといふ建前から公園の必要性を強調されるのであつて、なくてはやつて行けるという立場にならなくてはやつて行けるにきまつておる。業者も製造家も異口同音にそういうことを言つておる。独り大蔵省のみが、そういうことを強調する理由が私には呑み込めない。これを製造家と業者に税務署から命令を出して、そうして荷動かしをさせて、ただ公園が途中で計算上のことを取扱つておるに過ぎない。これを廃止したところで殆んど不自由はないといふことを多くの者が言つておる。若し大蔵省がそういうことを特に言うならば、公園を開いて、或いは業者を呼んで意見を聞かしては私はいいと思ふのです。でありますから、私共としてはこういう審議期間の十日か二日の余裕を以て、こういう法律案を出されたといふことに對して非常に遺憾に考へるわけなんです。三月一日から発足したものを明後日その効力をなくしてしまつて混亂に陥れることも問題であらうと思ふのでございまして、少くとも最短期間にこゝういふものは整理してしまつて、そして無用の國費を使わぬやうに考へて貰ふなければならぬと私は考へておる次第なんです。だからなくてはやるやうに考へるか、或いは拵えたものであるから、それを如何にも必要があるやうに持つて行つて、無用の手続と無用の國費を使わせるかと

いう、どちらに、もの考へ方を置くかといふことで私は決すると思ふ。今のようにならざるを得ない、そうしてインフレーションが昂進して、財政の辻褄を合せることが困難である時に、そんな公園のやうなものに力を入れるよりも、今の開酒の、開の醸造であります、その方面に徹底的に力を入れることこそ、今日の我が國の財政難を救う所以でもあらうと思ふ。私は再びこれを強調せざるを得ないのであります。これをいくらの原さんに言つて見ても水掛論に終るから、前の議會で言つておると同じことをここで繰返してもなんです、これは所詮兩途に分れる。でありますから私は再び原さんの必要性を強調して貰ふと思ふ。ところでこのことを聞くのです。聞いて見ると私の結論に賛成しておる。でありますから、これは一日も早く止めて、そして業者と製造家と大蔵省との善処方を私は要する次第なのであります。

○説明員(原純夫君) 別段只今の委員長のお言葉に對して議論を申し上げようといふことは、お言葉の通り差控えて参りたいと思ひます。ただ只今のお話のありました点につきまして、事實の点と言いますか、我々と違つておるといふ点を、我々の聞いておるところを申上げて置きたい。

第一は酒の公園は帳簿面だけの処理に留まつて現物を動かしてないといふことは殆んどないといふお言葉であります。これはそれは相成つておりません。大体少くとも現物の六割程度のものは公園が現物を扱つて、後の

四割も、製造家から直接小賣に参りますが、形式においては、公園が扱うといふことで、これはおつしやる通り帳簿的な存在であることは事實であります、少くとも大半の酒は公園が扱つておる、而もその部分の酒が動くか動かないかといふことが、酒類の配給の適正のために非常に致命的な問題であるといふ点を先ず申上げておきたい。それから第二の業者の声といふ点であります、これにつきましては私共御承知の通り注意をいたして廣くこれを聞くという態度で参つたつもりであります、勿論中に公園不要論を唱へる者もございまして、併しながら業界等つてこれに反対といふことは我々の把握しておる限りにはありません。大体において業界は公園をやつて貰いたいといふ声が強かつたし、現在も強い。これは先般來の長い間、参議院財政金融委員会において小委員会まで設けて審議をせられた経過におきましても、いろ／＼な機会に國會にもそういううなことが出てゐるというやうな事情にあるわけでありまして、その二点、意見じやございせんが我々の見ております事實といふものをここに申上げておきたいと思ひます。

○委員長(松政二君) あなたがそういうふうにおつしやれば私が一言又なかるべからずになる。論争いたしたくないから言つたんだけれども、前の議會で私が審議した小委員会の経過については、あなたが承知しておるよりも私の方が余つてよく承知しておる。私はそういうことを言いたくないから論争を止めようと思つたんです。それと、それから今の公園が必要であるといふ場合には、運賃のプール、それ

り、むしろ今日一部の人の間の
は、甚だ納得が行かないという事は、
表面にはそうなつておられるけれども、実

も必要があるように持つて行つて、無
用の手続と無用の國費を使はせるかと

せん。大体少くとも現物の六割程度の
ものは公園が現物を扱つてゐる、後の

れと、それから今の公園が必要である
という場合には、運賃のプール、それ

から價格のプールなどという、そういう
うややつこいものを今日向おやりに
なろうとするから仕事はいくらでもあ
る、今日國民の申として官吏の数を減
らせ、機構を改革しようという事は、
皆國民の申なんです。ところが統制事
項やいろ／＼なことであらう仕事も
ある、こういう仕事もあるというの
で、そうして仕事をむやみに複雑にし
てやるから結局は官吏の數も國民が要
望する以上に派山要つて、機構はまた
ますます複雑になつて行くというわけだ
から、今日の際としてはできるだけこ
の機構を簡單にして、そうして國費を
費すことの少なからんことをこそ國民
は要望しておるのです。

そうして今、閣の議決について何ら
触れておりませんけれども、今日程濁
濁にしても、或いはウキスキーにし
てもいろ／＼な製造物が横行しておる時
代は未だ會てないと思ひます。これ程
世間がやかましい時に、こういうもの
を見逃しておること自身が、國民道徳
を非常に暗くする。そうして場合に
つたらば第三國人が、そういうものが
でも警察と場合によつては了解したの
ではあるまいけれども、大目にみて貰
うか、いろ／＼な方法によつて今日尙
懸念されておる、この數量たるや、政
府が税金をとつて正式に認めておる數
量に數倍する筈なんです。これには
何ら手をつけない、僅かな數量をわざ
わざ大なる公園という機關によつてや
るといふのが納得がいかないのだ、殆
んど國民は今日酒は自由販賣である
と思つておる。それから今度酒を公平に
流すと言ひましても、田舎の方には酒
は余つておるし、場合によると都會に
は足りないという、今日でも、すでに

公園がやつていながら、そういう現状
を來たしておるわけです。
でありますから、これはできるだ
け機構を簡單にし、そうしてもう八百
円とか千円とかいう、そういう酒の値
段に持つて行つて、五円か三円の運賃
がどうなるか、酒がどういふふうにな
るか、酒の品質に應じてこれは當然ま
ちまちであつて、一つも差支えない筈
なんです。一日も早くそういうふう
に考え直されんことを希望して私のこ
の意見を打切つておく次第であります。
○油井賢太郎君 委員長、速記を止め
て暫く懇談をさせて頂きたい。
○委員長(一松政二君) 速記を止め
て。

午後二時四十六分速記中止

午後三時九分速記開始

○委員長(一松政二君) それでは速記
を始め。

○油井賢太郎君 大臣にちよつとお伺
いたしたいのですが、今度のこの改
正法によつて又一年間延長するといふ
ことは大体了承したわけですが、各種
公園が一般民間から大受受けが悪いと
いふような評判がある。例えば官廳機
構になつたがためにサービスが悪くな
つた、或いは定時退勤を行う等によつ
て便宜が悪くなつた。こういうことが
、成るべくならば公園組織をこの際解
けるものならば解いて貰ひたいといふ
希望が多いようでありますが、將來更
にこれが拡大強化されて、あらゆる事
業にこの公園法が用いられるか、こう
いつた懸念も一般民間で言つておりま
す。大臣として將來の点、並びに先程
お伺ひした点、この二点をお伺ひしな
いと思ひます。

○國務大臣(栗栖越夫君) どうも公園
というものは、臨時的な変則な経済の窮
迫した現在において特に作られたもの
でございまして、ここで、これをどん
どん殖やして行くといふような考えは
手頭持つておりませんでございませ
う。これは昨年も前長官から述べられ
た通り私も同じような方針で進んで行
きたいと思つております。

向この公園が官廳式に流れて、そうし
てサービスが不親切であるとか、或
いは万華お役所式になつて、そうして本
當の性質が没却されるような事務的の
取扱があるといふようなことでござい
ますが、私もそんなことがあつては、落
まぬわけでございますけれども、実は
若干あるかと思ひます。これは慣れな
いこともございまして、十分戒飭しま
してそういう点のないように努めたい
と思つております。或いは或る時期に
公園の代表者などと会合をするとか、
事務的の刷新を図るといふような具体
的な方法等も進めて見たいと、こう思
つております。

○委員長(一松政二君) もう一つこれ
に關連してお伺ひしたいのは、一年間
の延長といふのは、場合によつては四
ヶ月或いは半年で間に合うものがあつ
たらば、その程度で以て改正された
らどうかといふ点でございませう。そ
れからもう一つは、公園の職員ですが、
今回の官公労組關係の賃金ベース変更
で、二千九百二十四ベースといふこと
になるそうですが、公園職員もそれに
連れて同様の基準変化を來すのであり
ますか。とかく公園になつた時に、民
間人を採用したり、今までの経歴を重
んじたり、三割の加俸といふものを認
めておつたといふのですが、今回公園

の職員の人々の話によると認められそ
うもないといふので、非常に内心不滿
を持つておるといふようなことを聞い
ております。これにつきまして大臣の
御回答をお願いしたいと思います。

○國務大臣(栗栖越夫君) ものによつ
ては、公園によつては四ヶ月、三ヶ月
延長すればそれでいいじゃないかとい
うお話がございました。併しこの危機
を突破し、経済を復興するにつぎまし
ては大体の目標を一年に置きまして、
そうしてこゝろを種々のものがどうい
うにこの突破ができ、復興がなつて
行くかといふことを全体的に眺み合せ
たいと思ひますので、一年といふこと
に目標を置いて改めることになつてお
るような次第でございませう。

それから給與の問題であります、
これは昨年もいろ／＼問題が起つた
のでありますが、新給與の水準といふ
ものに直して行くべきだと思ふのであ
ります。その場合に三割を加算するとい
ふような点を如何にするか、こゝろ
問題であります。これは実はまださう
いふような問題にも接しておらぬので
ありまして、どういふようにこれを扱
つて行くかといふことは十分相談の
上、善処したいと思つております。

○委員長(一松政二君) 私からちよつ
と一つ伺ひます。今一年間の延長のこ
とについてお話がありました、この
公園法につきましても衆議院におい
ても、参議院においても、第一國會にお
いて非常な反対があり、且つ止むを得
なければく／＼に修正したいといふ
意見を、御承知の通りの事情によつて
そのまま通して今日に至つておるので
あります。そこで期限の延長だけで済

まざるべき問題では私はないと思ふ。
事実この商業委員會においては公園を
一々実地に廻つて、そうしてその利害
得失の、如何なる所が悪いかといふこ
とをお互いに検討をしようといふ申合
せにもなつておるような次第でありま
す。そうして一應議會で通つたから、
それをそのまま更に一年間延長してし
まうといふことは、我々の委員會とし
ては、これを前の國會の経緯に鑑みま
しても余りに安易でないと思ふ。今で
きたばかりの機構を直ぐ中止してしま
うといふことは無用の混乱を……とい
ふにつけ悪いにつけ、ともかくも一應で
きてしまつたものであるから、これを
明後日限り止めてしまつていいとは思
ひます。ですから過渡的にこれを一應或る
時期まで延長を認めて、その間に十分
検討して、そうしてその意見を織り込
んで、行くべき所に持つて行きたいと
いふふうに考えておる人が派山あるよ
うに思ふのです。それで、そういうこ
とについて、安本長官としてどうい
うお考えをお持ちですか。伺つて置きたい
と思ひます。

○國務大臣(栗栖越夫君) 今回は政変
その他で非常な、間に一月ばかりの空
白ができたのであります。そうして特
に四月一日を目前に控えておりますの
で、非常に急ぐ点について、この改正
をお願いするようになった次第でござ
います。今の公園の行き方その他につ
きましては、この根本的な問題その他
の御意見というものは、これを期限の
延長をいたしまして、それから皆様の
意見、又政府の考え方、その筋の考
え方、その他等も十分考え合せて、見
たいと思つておるような次第でござい

す。今回はとにかく急ぐものでござい
ますから、止むを得ないものだけに
いそかようにお願ひする趣意でござ
いますから、御了承をお願いしたいと思
つております。

○委員長(松政三君) 尚私は補捉して置きたいと思うことは、先程油井委員から御意見のあつた通り、官吏と同等の待遇になつて、いろいろ給與の問題或いは労働問題、いろいろの問題が、官吏であるがために非常に伸縮性に乏しいといふので、今日のような險惡な状態を呈しておるのに、この前の國會においては、官吏たるべからずといふのが兩院の多くの主張であつたのです。そういうことは、この官吏とい

そのものか予算制風に傾けられて、そうして隨機の処置が取れないという点に一部の根柢もあつたのであります。が、今回この調整法の一部の改正の中についても、物資の配給について公共團體の長にこれを委任するということは、もうすでにその一角を破つたことになる。官吏でない者が物資の配給の任に当るといふ、大きなこれは変化であると私は考えるのであります。従つて公團という公團は、すべて官吏であるといふことの建前を、もうすでにここで、この改正によつてすでに一步を印しておつたのであります。でありますから、私は殊に今回の官廳の爭議その他に鑑みまして、このまゝ一年延長するといふことは甚だ面白くない。この際は便宜どの程度にするかは、いふれ皆さんの御意見を審議に俟たなければなりませんけれども、一應過渡的に延長しておいて、そうしてその間に適當の方法を講ずることが最も策を得たものじやなかろうかという考え

なんであります。直ぐこれを明後日から陸めてしまつて、混乱のままに委せるといふ、そういうことを考える人は、今日まだあるまいと私は思うのであります。その点は一年延長しておいて、その間にやるがいいのか、或いは過渡的に延長しておいて、その間にやるがいいのか、つまり見解の相違だと思ふのであります。そう政府の考え方と大した違いのある問題じや私はないと思ふ。それと根本問題は、そういうのが他にも例がある。船舶運営会を、これを早く民間に移せという議論が非常にあつて、六ヶ月延長で、三月の末にやつて来て、今度四ヶ月延長になると聞いておる。

でありますから、これをあれ程の
は過渡的の延長によつてその間に方々
の衆智を集め、意見を聞いて善処した
ら如何であろうかといふ考えを持つて
申上げますから、それだけのことを私は
申上げておきます。

○國務大臣(栗栖越夫君) 今の一部を地方公共團體の長に委任するというところでございますが、これはこういうような物資、この調整供給というようなことは極めて迅速に、適切に、實際的にする必要がありますから、むしろ自治の精神にも副うような意味で委任したいと思うのであります。併しこれは單に個人に委任するといふものじやないのであります、やはり地方公共團體の長に委任するのであります。その間に公正その他ということも保たれる。又独占禁止法その他の趣旨にもそう触れることがないと考え、むしろ地方自治の促進というような意味からこれを考え、實際的の面に資するといふ

意味にいたしたような次第であります。この点は一松委員長も御同感であらうと思ふのであります。

それから一年を延ばすか、少し小刻みに延ばしておくかという關係であります。これはこの公團その他というものも新たに生れた制度でありまして、他國にも十分な例も余り多くはないと思うのであります。余り短かくて不安定にして、いろいろ實際上の不便、便利というものを實際に行なつた上で直して行かなければならぬのであります。一應は一年ということの自標として頂いたならばいいのじやないかと、こう思つております。一年を延ばして頂いたから、どんな不便があり、どんな不都合があつても絶対直さなという趣旨では全くないと思うのであります。その点は御了承願ひたいと思ひます。

○委員長（一松政三君） もう一つ私は
に委任されて頂きます。私もこの地方長官
に委任されるということは非常にいい
ことだと思ふのであります。殊に出先
機関の問題やら……私はむしろ大幅に
地方長官に委任して結構だろうと思ふ
のであります。

それから私が、今の公團の役人の問題でありますけれども別に個人として、これを役人……官吏であります。が、官吏にしないから勝手なことがでさるというのじやないのであります。この前第一回國會になつたときでも、つまり公務員に準ずるとか、いろいろな考え方もあるものであります。市中のいわゆる商賈人の個人に勝手に委せるといふような考え方では誤解のじやありませんから、その点は誤解のないようにお願いしたいと思つておる。

あります。それと更に今の一年を仮りに延長してありまして、議会は議会の権能として、これを中間に何時でも変更しようと思えば、これは議会の権限でやれることであると思うのでありますけれども、ともかくも今のこの一

部の改正案が出ております。のでありますから、それは議会においてあれ程採んだ問題でありますから、適當と信する期間を設けて、そうして別に不安を與えるということとは私はないと思うのであります。ということはいずれにしても臨時的の、過渡的の措置であるということとは、従業員みずから知つておるし、従業員みずからも公團でない方を希望しておるのであります。公團

でなくなつたから明日から事務に離れるとは公園に従事している人も思つていないのでありまして、公園を解かれば公園よりもつと自分たちの希望するようなことがやれると思つて、別に私は従業員が不安を感ずると思わなくて、むしろ双手を挙げて賛成すると思ふのでありますから、その点を申上げておきます。

○高瀬莊太郎君　只今安定本部総務長の御説明では、一年延長するといふ

ような、とにかく差追つておりまして、先ず一應延長するといふ外はないといふようなお考でお出しになつたといふことでありますが、その点は全く御尤もで止むを得ないと思います。ただ延長の期限につきまして、委員長は小刻みがよくらう、こういうような御意見であるし、安定本部総務長官は先ず一年十として置いて、その間に十分検討し、改正すべき点があれば改正しよう、必要があれば曉めるというような考へがあります。その延長の期限の問題

は、客観的な事情の見通し如何の問題だと思ひます。私共の見通しではどうもそれくらいは延長して置いても結局止むを得ないのではないかと、いうような見通しを私は持つております。

に、公庫の運用の問題なり、機構の問題、職員の問題等につきましては、随分いろいろ議論があるということも私もよく聞いております。ですから、期限は一年なら一年にするといいたししても、ただそのまま放つて置くというようなことにならないで、一つ十分眞面目に眞剣にその点はお考えになつて頂く必要があるのではないかと。殊に、年度の財政問題と関連したところ、

行政整理の問題が官廳方面では考えられるわけでありますが、公團方面についても、そういう点を十分お考えになる必要があるのではないか。一部から聞きますと、どうも公團は人間が非常に多い、多過ぎるというようないふこともよく聞いております。ですから、その点もお考えになつてやはり行政整理は同じように減らすべきは十分お減らしになるということも必要ではない。

又、能率をあげる必要でありま
すから、その点から言つて、この前法
案が出ました時分に問題になりました
ような、政府職員たる資格においてや
るといふような点も検討される必要が
あるのではないか。役人になりますた
めに、どうも政府職員になるというこ
とで適任者が得られなかつたというこ
も確かにあるのだらうと思ひます。
それが運用の上で能率に影響するとい
ふ点もあるのではないかと云ふことも
ありますので、まあ一俟政府職員

それが運用の上で非率に影響するとい
う点もあるのじやないかということも
考えますので、まう一課女府使員とい

それから整理の点でありますが、若し整理をする必要があれば、少しでよいな点がありますので、十分その点も考へて行きたいと思つております。それから能率を養うため、いろいろ改善その他をするということも全く同様であります。尙、先程お話がありました、この官吏にするという、公務員にするという点であります、これは我々としても、いろいろ考へておりますけれども、その筋との関係も微妙なものがありますし、尙且つ独占禁止とか、その他の精神から言ひまして、公務員ということに、することを先方

二月十六日本委員会に左の事件を付託された。

三日受理
仙台市に東北証券取引所の設置を促進
することに關する請願
請願者 仙台市東二番丁仙台商
工會議所会頭 吉田英
一外十二名
紹介議員 高橋 啓君

除外し、業者の独自の創意工夫を活すことが生産を助長し、需要者の便益ともなることであるからこの際至急統制を撤廃せられたいとの陳情。

二月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

速かに改正実施せられたいとの陳情。
三月二十日本委員会に左の事件を付託された。

一、魚介小賣業者の利潤改訂等に関する請願(第三百二十六号)

第三百二十六号 昭和二十三年三月九日受理

魚介類小賣業者の利潤改訂等に関する請願

請願者 大阪市福島区福島町三丁目大阪市中央卸賣市場内関西魚類小賣連合会 西尾安吉

紹介議員 青山 正一君

現行鮮魚介小賣公定價格による小賣利潤は、平均二割五分弱となつてゐるが、實際は目減り、鮮度の低下等で一割五分位しかない実情であり、その上運搬費の負担が大きいので、小賣業者は経営困難をきたしてゐるから利潤を三割に改訂するとともに配給業者である小賣業者に対する税率を低減されたとの請願。

三月二十六日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案(予第二十一号)

臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案

第一條 臨時物資需給調整法の一部を次のように改正する。

第三條の二 主務大臣は、特別の必要があると認めるときには、この法律に基く権限の一部を地方公共團體の長に委任することができる。

附則中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第二條 石油配給公團法の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中「昭和二十三

年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第三條 配炭公團法の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改正する。

第四條 肥料配給公團令の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第五條 酒類配給公團法の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第六條 食料品配給公團法の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第七條 飼料配給公團法の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

第八條 油糧配給公團法の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十四年四月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。